

今年度の社会実験の実施について（案）

- 1 コミュニティバスの再編に際してのサービス水準の向上と木津川市の財政負担について（再確認）
- (1) コミュニティバスの再編の目標
- ・地域特性に応じた利便性の高い地域公共交通システムを構築することにより、活力と魅力ある地域づくりを目指します。
 - ・鉄道・バス・タクシー等が連携し、市民にとって利用しやすく満足度の高い持続可能な地域公共交通対策に取組みます。
- (2) コミュニティバスの再編に際しての市の財政負担の有効活用
- ・利用者の視点から、利用しやすい公共交通の整備を行うため、現在、市が負担している運行経費を有効に活用します。
- 2 コミュニティバス再編に関する運行計画について
- 今年度、社会実験を予定している加茂地域及び山城地域における運行計画は次のとおりです。

(1) 加茂地域

現行 (路線名)	再 編 (社会実験)			
	路線名	起点～終点	延長 (km)	便 数
山 田 線	山 田 線	加茂駅東口～山田	4.5	平日4往復(8便)
大 畑 線	大 畑 線	加茂駅東口～大畑上	5.6	平日4往復(8便)
観 音 寺 線	観 音 寺 線	加茂駅東口～観音寺	2.5	平日4往復(8便)
	南 加 茂 台 線	加茂駅東口～南加茂台南(仮称)	3.1	平日4往復(8便)
登 大 路 線 奥 畑 線	銭 司 線	加茂駅西口～銭司	5.7	平日4往復(8便)
	西 線	加茂駅西口～西	3.5	平日4往復(8便)
	登 大 路・奥 畑 線	加茂駅西口～奥畑	5.8	平日4往復(8便)
	加茂通学線(仮称)	加茂駅西口～(銭司経由)～奥畑	8.9	朝夕の通学時に各1便
当 尾 線	当 尾 線	加茂駅東口～加茂山の家	9.4	平日・土日休日8.5往復(17便)

(2) 山城地域

現行 (路線名)	再 編 (社会実験)				
	路線名	起点～終点	延長 (km)	便 数	備 考
山 城 送 迎 循 環 バ ス	山城線(仮称)	北行 JR 木津駅西口～木村宅前	6.1	平日8便	現行路線からの変更により、特に影響のある地区に対する説明を予定。地元調整により、一部路線変更の修正する場合があります。 バス停留所の名称・位置については、現地で調整します。
		南行 木村宅前～JR 木津駅西口	8.1	平日8便	
	神童子線(仮称)	神童子～山城老人福祉センター		平日8便	予約型タクシーによる運行とします。 経由地については、別途調整します。

3 社会実験の実施について

(1) 社会実験の実施時期

本年 11 月 1 日を目途に社会実験に向けて、諸準備を進めることとします。

なお、山城地域については、運行路線を変更する部分があることから、地元への説明・理解を求めたいと考えています。このため、地元調整に時間を要した場合には、山城地域の社会実験の開始時期について、見直すこととします。

(2) 運賃について

今年度の社会実験期間中の運賃については、200 円/回とし、回数券 2,000 円(11 枚綴り)を発行するものとします。

なお、神童子線と山城線の乗換をした場合には、一度の乗換に限り、1 回の乗車と見なします。

また、小児、障害者については、1/2 の額とします。

(3) 各路線の運行形態

各路線の運行形態については、道路運送法 4 条に基づく運行とします。

ただし、今年度の社会実験においては、暫定措置として、道路運送法第 2 1 条に基づく運行による場合があります。

～道路運送法抜粋～

(種類)

第 3 条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

1. 一般旅客自動車運送事業(特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業)

イ 一般乗合旅客自動車運送事業(乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業(1 個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業(1 個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

2. 特定旅客自動車運送事業(特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業)

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第 4 条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別(前条第 1 号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。)について行う。

(乗合旅客の運送)

第 21 条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

1. 災害の場合その他緊急を要するとき。

2. 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

(4) 加茂地域、山城地域の社会実験に際しての運行事業者の選定について

社会実験に際しての運行事業者については、本日確認いただいた運行計画に基づき仕様書を取りまとめ、見積書等を徴収し、安全運行面及び経費面を確認の上、選定するものとします。

4 その他

運行事業者の選定における見積徴収結果により、現在想定している以上の経費を要することが明らかになった際は、改めて運行計画等の見直しについて、協議会、分科会において協議することとします。

以 上。